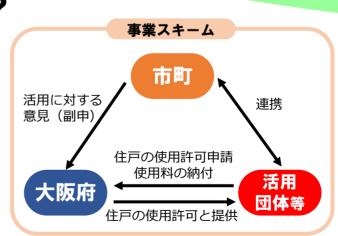




- ▶ 子どもから高齢者まで多様な世代が必要とされる 生活支援サービスや、居住・自立支援住宅の充実 といった、地域の様々な課題の解決や多様な住宅 のニーズに対応するために、地元市町や事業者等 による府営住宅の空室を活用した取組を推進して います。
- ▶ 府営住宅の本来入居者の入居に支障のない範囲で様々な取組が進められており、これまで20団地 100戸を超える活用事例があります!





大阪府 都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課 計画グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲州庁舎26階 TEL 06(6210)9740 / FAX 06(6210)9750 大阪府 ホームページ を検索

府営住宅 空室活用

©2014 大阪府もずやん (令和7年10月作成) **府営**(

どのように活用 されているの?

- > 子育て・高齢者等支援施設など の「住宅以外」の用途や、若者 向けシェアハウスや定住促進住 宅などの「住宅」の用途に分類 され、下記のような、様々な活 用の事例があります。
- ▶ 掲載した事例の他にも活用可能 な場合がありますので、お気軽 にご相談ください!



「住宅以外」の用途の事例





高齢者等の活動交流拠点



事前協議

障がい者支援

障がい者(児) 特定相談・



「住宅」の用途の事例





課題を抱える若者向け シェアハウス





若者の職業的自立モデル事業 (生活支援、就職・自立支援)

公共事業













第一種市街地

空室の広さや使用料は?

- ▶ 住戸面積は約40~70㎡です。
- ▶ 使用料は年額約20~75万円※です。 ※大阪府公有財産規則に基づく令和7年度実績
- ※団地状況や住戸面積により異なります
- ※原則一括払いとなります
- ▶ 敷金は不要です。

活用までの手続きは?

➤ 審査資料の提出や協議を経て、使用許可を受けていただきます。

▶ 活用できるまでには、ご相談いただいてから、概ね3~6ヶ月です。



詳しくは「申請の手引き」 をご確認ください

